

徳島県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定期日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海面閥係
定置漁業

4 3 漁場の位置 漁場の区域	海部郡海陽町沖合 次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
イ 基点定第三号	海部郡海陽町鞆浦通称手倉東鼻の東端に標示した標識
ロ 基点定第三号から三十七度五十分、九百七十メートルの点	基点定第三号から七十四度五十分、二千四百メートルの点
ハ 基点定第三号から七十三度十分、三百九十メートルの点	基点定第三号から百四度三十分、二千三十メートルの点

一 公示番号 定第一号	二 免許の内容たるべき事項
漁業の種類	漁業の名称
1 定置漁業	ぶり定置漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	十一月二十日から六月三十日まで

一 基点定第一号	二 漁場の位置
漁場の区域	基点定第一号から百五十三度、千三百七十五メートルの点
イ 基点定第一号から百八十一度三十分、千六百七十五メートルの点	次のイ、ロ、ハ、二及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
ロ 基点定第一号から二百二十九度三十分、七百六十メートルの点	ハ 基点定第一号から二百二十度三十分、二百七十メートルの点
ハ 基点定第一号から二百二十度三十分、二百七十メートルの点	

三 制限又は条件 なし
四 地元地区 海部郡美波町伊座利

一 公示番号 区第一号	二 免許の内容たるべき事項
漁業の種類	漁業の名称
1 第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)
2 漁業の名称及び漁業時期	十一月一日から十二月三十日まで

三 漁場の位置 嵐門市北灘町大須沖合

四 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、二、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

一 公示番号 定第一号	二 免許の内容たるべき事項
漁業の種類	漁業の名称
1 定置漁業	ぶり定置漁業
2 漁業の名称及び漁業時期	十一月一日から七月二十日まで

ぶり定置漁業

十一月一日から七月二十日まで